

薬生食輸発1026第2号
令和3年10月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産発酵茶のエチオン、中国産にらのクロルフェナピル、韓国産赤とうがらし
のプロピコナゾール及びタンザニア産ごまの種子のイミダクロプリド)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年10月18日付け薬生食輸発1018第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インド産発酵茶のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、インド産発酵茶のエチオンについて、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第3に下記を追加する。

また、これまでの実績を踏まえ、中国産にらのクロルフェナピルについてモニタリング通知の別表第2から削除する。

さらに、韓国産赤とうがらしのプロピコナゾール及びタンザニア産ごまの種子のイミダクロプリドについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

なお、インド産発酵茶のエチオンについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年 10月26日	インド	発酵茶及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（エチオン）	ROSSSELL TEA(DIVISION OF ROSSSELL INDIA LIMITED)
				ROMAI TEA ESTATE